

関所番士の事績を読む

1 史料について

(1) 足立家文書

- ・総点数1,304点の文書群（収蔵文書目録第42集『諸家文書目録VI』、追加分は「収蔵文書目録第56集『諸家文書目録IX』」に収録）
- ・金町松戸関所、中田栗橋関所の関所番だった足立家の武家文書群。
- ・足立家文書は、以下の4つの文書群から構成されている。
 - ①中田栗橋関所で作成・収受した文書で、御用留・関所手形などがある。
 - ②足立家で筆写・作成した記録類で、中田栗橋関所（以下、栗橋関所）の日記書抜・関所御定書・その他風説書などがある。
 - ③足立家の由緒書・書簡留・家作関係・経営関係などがある。
 - ④典籍・書画群で、文学・教育・教科書類が多く見られる。
- ・足立家文書うち94点が、平成15年に「栗橋関所日記及び関係資料」として県指定文化財に指定されている。
- ・本文書類は、栗橋関所番を代々勤めた足立家が、関所の通行管理や勤務遂行上書き残した記録類94点から成る。全国的にも関所の業務・実態を伝える資料は少なく、貴重な史料である。

(2) 足立家

- ・栗橋関所の実質的な管理・運営は、幕府から任命された足立・島田・富田・加藤の4家の番士によって担われていた。関所番士の身分は、代官手代に次ぐ御家人身分の下級武士。
- ・足立家は貞享2年（1685）から金町松戸関所番を勤めた家柄。寛政12年（1800）、7代目当主十右衛門の時に栗橋関所に番替となり、明治2年（1869）栗橋関所が廃止されるまでの約70年間、4代にわたり栗橋関所番を勤めた。

(3) 栗橋関所

- ・江戸時代の関所は、「入鉄砲に出女」と呼ばれるように、武器の通行の監視や、江戸に人質として差し出された諸大名の妻子の国元への逃亡の取り締まりが主な役割であった。
- ・江戸幕府は、上記の防衛上の理由から大河川に橋を架けなかった。日光道中の利根川筋にも渡船場を設置し、渡船により武蔵国葛飾郡栗橋宿と対岸の下総国葛飾郡中田宿（現茨城県古河市）との間を往来していた。
- ・栗橋関所は日光道中唯一の関所であり、また埼玉県内唯一の関所でもある。正式名称は「房川渡中田関所」（ぼうせん(の)わたし なかだせきしよ）。渡船場が「房川の渡し」と呼ばれていたことによる。
- ・明治2年（1869）の関所廃止までの約250年間、日光道中唯一の関所として旅人の通行を監視した。
- ・栗橋関所の番士の屋敷跡は発掘調査が行われ、江戸時代末期から明治時代にかけての屋敷の礎石や茶碗等が出土した。
- ・久喜市栗橋北付近にあった関所跡地は利根川の改修工事により、現在は河川敷内と

なり遺構等は残されていないが、久喜市立郷土資料館には資料を基に復元した関所模型が展示されている。

2 語句解説

- ・足立十右衛門：足立家七代当主。幼名は重次郎。
- ・伊奈半左衛門殿：関東郡代伊奈忠尊（いな たただか）。忠尊は家事不行届等の理由により関東郡代を罷免され、寛政4年（1792）3月に改易となった。同6年没。享年31歳。
- ・小金原御鹿狩：将軍が小金原（こがねはら 現千葉県松戸市）で行った大規模な狩り。江戸時代に4回行われた。この時は、将軍家斉が寛政7年（1795）に実施した狩りのこと。
- ・浅間山焼出し：天明3年（1783）7月8日に発生した浅間山の大噴火のこと。噴火は大量の火山灰を広範囲に堆積させ、遠くは江戸、銚子にまで達し、特に碓氷峠から倉賀野、新町の間は田畑全て降灰し、その形状すら判別できない状況であったという。
- ・ほぼ関東一円に堆積した火山灰は、農作物の生育にも影響を及ぼし、天明の大飢饉に拍車をかけ、飢饉の進行に決定的役割を持つこととなった。
- ・大量に堆積した火山灰は利根川に大量の土砂を流出させ、天明6年（1786）の利根川の洪水を引き起こす要因ともなった。
- ・関東筋川々洪水：天明6年（1786）起きた利根川の洪水。
- ・同年春夏世情一統飢饉：天明の飢饉のこと。天明2（1782）年から同7年（1787）にかけて起きた全国的な飢饉。特に関東、奥羽地方に甚大な被害を及ぼした。
- ・勤番（きんばん）：交代で勤務すること。
- ・違作（いさく）：農作物の出来が予想よりも悪いこと。不作。
- ・割麦（わりむぎ）：石臼などで粒が割れる程度に粗くひいた大麦。
- ・救米（すくいまい）：飢饉や災害時に被災者の救済のために支給する米。
- ・痢病（りびょう）：激しい下痢を伴う病気。赤痢・疫痢の類。痢疾。
- ・傷寒（しょうかん）：。漢方医学では、急に発熱する病気を傷寒病と呼んだ。
- ・山田茂左衛門殿：代官山田至意
- ・狐塚（きつねづか）村：武蔵国葛飾郡島中川辺領のうち。現久喜市。
- ・嶋川（しまかわ）村：武蔵国葛飾郡島中川辺領のうち。現久喜市。
- ・中里（なかざと）村：武蔵国葛飾郡島中川辺領のうち。現久喜市。

3 文書の概要

《文書に記された十右衛門の主な事績》

- ・足立家七代当主十右衛門の自筆による事績。自伝ともいえる。また、子孫への教訓として著したことが窺える文章も見られる。
- ・十右衛門は武州武郷半領茂田井村（現久喜市）名主和井田平右衛門の三男。幼名重次郎。
- ・天明2年（1782）、13歳で足立家六代当主重右衛門の養子となるが、同年養父が37歳で急死。その翌年、養祖父重右衛門も73歳で死去。
- ・江戸時代、武家の主な相続対象は俸禄で、これを「家督」といい、長男が家督と家名を単独で相続した。15歳未満の場合は相続できない場合もあったため、重次郎は15歳と年齢を増して関東郡代伊奈氏に養子願いを提出し、家督の相続を認められた。
- ・天明4年（1783）2月、金町松戸関所番見習いとなり、2年後の同6年（1783）

- 年に関所番士となった。養父の死去に伴う相続のため、跡式（目）相続となる。
- ・この頃、浅間山の大噴火、利根川筋の大洪水、天明の飢饉という「前代未聞之事共」を経験した。
 - ・寛政 4 年（1792） 葛飾郡式郷半領小向村（現三郷市）名主斎藤新左衛門妹とせと結婚。
 - ・寛政 4 年（1792） 関東郡代伊奈氏の改易。
 - ・寛政 7 年（1795） 十一代将軍家斉、小金原で鹿狩を行う。
 - ・寛政 11 年（1799） 妻とせ 26 歳で死去。その後、葛飾郡式郷半領戸ヶ崎村（現三郷市）名主加藤伊兵衛娘恒と再婚。
 - ・寛政 12 年（1800） 栗橋関所へ番替。家作金・引越金として約 40 両を賜る。
「子孫爰ニ克々可_レ心得_レ候」
 - ・文政 2 年（1819） 役所へ仮病の申し出をし、お伊勢参りに参加
「実ニ不_レ容易_レ事ニ而、子孫必可_レ為_レ無用_レ、可_レ恐事也」
 - ・文政 3 年（1820） 家財を養子金次郎に譲り渡す。
 - ・文政 8 年（1825） 大病を患う。
 - ・天保 5 年（1834） 代官山田至意から、十右衛門の精勤を勘定所に上申するため文書の提出を命じられる。
 - ・天保 8 年（1837） 妻恒 61 歳で死去。「大往生」と記されている。
 - ・天保 9 年（1838） 代官から出頭の指示があり、精勤を称せられ金 500 疋を賜る。
 - ・天保 12 年（1841） 官職を退き引退する際には再度称せられ、銀 5 枚を褒美として賜り、祝宴を開く。
 - ・天保 13 年（1842） 先祖の墓を埋め、新たに石塔を建立

○主な参考文献

《足立家文書古文書目録》

○埼玉県立文書館編集・発行

- ・『収蔵文書目録第 42 集 諸家文書目録VI』平成 15 年
- ・『収蔵文書目録第 56 集 諸家文書目録IX』平成 29 年

《栗橋関所関係の刊行物》

○久喜市教育委員会編集・発行

- ・『久喜市栗橋町史 第四巻 資料編 二近世』平成 25 年
- ・『久喜市栗橋町史 図説 利根川と生きる栗橋のあゆみ』平成 27 年
- ・『日光道中栗橋宿・栗橋関所』（久喜市の歴史と文化財 1）令和 2 年

《栗橋関所関係の史料集》

○埼玉県教育委員会編集・埼玉県発行

- ・『埼玉県史料叢書 13（上）栗橋関所史料一 御関所御用諸記 I』平成 14 年
- ・『埼玉県史料叢書 13（下）栗橋関所史料二 御関所御用諸記 II』平成 15 年
- ・『埼玉県史料叢書 14 栗橋関所史料三 御関所日記書抜 I』平成 22 年
- ・『埼玉県史料叢書 15 栗橋関所史料四 御関所日記書抜 II、御用留 I』平成 24 年
- ・『埼玉県史料叢書 16 栗橋関所史料五 御用留 II、御関所日記』平成 25 年